

意見第5号

「戦争法」制定に反対する意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成27年6月18日

提出者 久喜市議会議員

杉野修
川辺美信
田中勝

久喜市議会議長 井上忠昭 様

「戦争法」制定に反対する意見書

政府は第189回通常国会に、「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」の2法案を提出した。国際平和支援法案は、多国籍軍等の戦争を自衛隊が随時支援できるようにするための恒久法であり、平和安全法制整備法案は集団的自衛権の行使を可能とするための自衛隊法改正案など10法案を一括したものである。

いずれも自衛隊の武力行使の条件を整備し、これまで自国防衛以外の目的に行使できなかった自衛隊の武力を、米国等の求めに応じて自由に行使できるようにするものである。戦争を放棄し、戦力の不保持を定めた憲法に反することは明らかであり、戦争を準備するための「戦争法案」と言うべきものである。

その内容は、第1に、イラク戦争など米国などが起こした戦争の「戦闘地域」まで自衛隊が行って「後方支援」を行うこと、第2に、PKO法改正で形式上「停戦合意」がなされていても戦乱が続く地域で、自衛隊が武器を使った「任務遂行活動」や「治安維持活動」を行うこと、第3に、日本がどの国からも攻撃を受けていないのに、集団的自衛権を行使して米国の戦争に参戦する危険があること、などであり、これまで歴代政府が憲法9条の下では「できない」としていた解釈を変え、海外での戦争に踏み出すことになるもので、事実上現行憲法を壊すものである。

政府は長年にわたって「憲法第9条下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべき」として、集団的自衛権の行使や他国軍の武力行使との一体化を憲法違反としてきた。今回の2法案は、平和憲法下のわが国の基本政策を転換し、戦争を放棄した平和国家日本のあり方を根本から変えるものであり、とうてい認めることはできない。

国家間の紛争を戦争にしないために、徹底した平和的な外交戦略が今ほど求められているときはない。よって、以下のことを強く求めるものである。

- 1 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を速やかに撤回し、2 法案の制定を断念すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2015年 月 日
久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
外務大臣
防衛大臣

あて